

第57号議案

八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例設定に
ついて

八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年2月22日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例

八王子市消防団に関する条例（昭和26年八王子市条例第52号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (定員) 第4条 (略) <u>2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の消防団員の定数とする。</u> <u>3 同令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の消防団員の定員から当該定員のうち任用期間が5年未満の消防団員の数を控除した数とする。</u> <u>(報酬)</u> 第10条 消防団員に対し、別表第1に定める額の年額報酬を支給する。 <u>2 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合は、別表第2に定める額の出動報酬を支給する。</u> | (定員) 第4条 (略) <u>(給与)</u> 第10条 消防団員に支給する報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、別に条例で定める。 <u>2 消防団員が出火に出場し、又は火災予防の警戒、風水害等の警戒防御若しくは訓練</u> |

に出場し、職務に従事する場合は、一回につき3,000円を超えない範囲内で市規則で定めるところにより手当を支給する。

(報酬の支給方法)

第11条 年額報酬は、毎年4月1日から翌年3月31日までを計算期間とし、その期間の終了する月に支給する。

2 計算期間の中途において新たに消防団員に任命され、又は退職した者に対する年額報酬は、その日の属する月から起算し、又はその日の属する月までの月割により支給する。

3 計算期間の中途において階級を異動した者に対する年額報酬は、各月の初日に属していた階級の年額報酬の月割により支給する。

4 出勤報酬は、市規則で定める方法により支給する。

(費用弁償)

第12条 消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合は、費用弁償を支給することとし、その額は1回につき1,000円とする。

2 前項の場合を除き、消防団員が公務のために旅行した場合は、費用弁償を支給することとし、その額は参事相当額とする。

3 費用弁償の支給方法は、八王子市職員の例による。

(委任)

第13条 (略)

(委任)

第11条 (略)

別表第1 (第10条関係)

| <u>階級</u> | <u>報酬の額 (円)</u> |
|------------------------|-------------------|
| <u>団長</u> | <u>年額 261,000</u> |
| <u>副団長</u> | <u>年額 198,000</u> |
| <u>分団長</u> | <u>年額 138,000</u> |
| <u>副分団長</u> | <u>年額 101,000</u> |
| <u>部長</u> | <u>年額 86,000</u> |
| <u>班長</u> | <u>年額 74,000</u> |
| <u>団員 (機能別分団に属する者)</u> | <u>年額 15,000</u> |
| <u>団員 (その他の者)</u> | <u>年額 68,000</u> |

別表第2 (第10条関係)

| <u>従事した職務</u> | <u>報酬の額 (円)</u> |
|---------------|--------------------|
| <u>災害</u> | <u>1回につき 4,000</u> |
| <u>警戒</u> | <u>1回につき 3,000</u> |

| | | |
|-----|-------|-------|
| 訓練 | 1回につき | 3,000 |
| その他 | 1回につき | 3,000 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行し、この条例による改正後の八王子市消防団に関する条例第10条から第12条まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた報酬及び費用弁償について適用する。

(経過措置)

- 2 施行日前にこの条例による改正前の八王子市消防団に関する条例第10条の規定に基づき支給することとなった報酬、費用弁償又は手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八王子市条例第29号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--|-----|---------|--------|--|--------|------------|--------|
| 第4条（略） 2 市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、別表第1中第7号に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。 | | | | 第4条（略） 2 市の常勤の職員が特別職の職員を兼ねる場合には、当該常勤の職員に対しては、この条例による報酬は支給しない。ただし、別表第1中第7号及び第92号に掲げる特別職の職員を兼ねる場合は、この限りでない。 | | | |
| 別表第1（第2条、第5条関係） | | | | 別表第1（第2条、第5条関係） | | | |
| 番号 | 区分 | 報酬の額（円） | 費用弁償の額 | 番号 | 区分 | 報酬の額（円） | 費用弁償の額 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 91 | (略) | (略) | | 91 | (略) | (略) | |
| | | | | 92 | 消 団長 | 年額 326,000 | |
| | | | | | 防 副団長 | 年額 248,000 | |
| | | | | | 団 分団長 | 年額 172,000 | |
| | | | | | 員 副分団長 | 年額 126,000 | |
| | | | | | 部長 | 年額 108,000 | |
| | | | | | 班長 | 年額 93,000 | |
| | | | | | 団員機能 | 年額 15,000 | |
| | | | | | 別分 | | |
| | | | | | 団に | | |

| | | | | | | | |
|-------------|-----|-----|--|-------------|-----|------|--------|
| | | | | | | 属する者 | |
| | | | | | | その年額 | 85,000 |
| | | | | | | 他の者 | |
| <u>92</u> ~ | (略) | (略) | | <u>93</u> ~ | (略) | (略) | |
| <u>97</u> | | | | <u>98</u> | | | |
| 備考 | (略) | | | 備考 | (略) | | |